

第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 7 年 2 月 1 7 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 小澤 哲男・ 2 川邊 千秋・ 3 下井 弘 ・ 4 田村 明
5 若林 卓哉・ 8 喜多 義幸・ 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人
11 清水 喜代己・ 12 平松 崇己・ 13 横山 光次・ 19 太田 義政
以上 1 2 名

欠 席 委 員 21 坂野 大徹・ 23 水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀次長・和田主査

総 合 支 所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：中瀬担当副主幹
安濃：江副主査 香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 13 横山 光次・ 2 川邊 千秋

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 7 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 事業計画変更承認申請について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)
議案第 8 号 非農地証明願について
議案第 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第 1 0 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第 1 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 1 1 項の規定による要

請について（所有権移転）＜別冊＞
議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）＜別冊＞

議 事 の 大 要

議 長	それでは第2回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は、21番 坂野 大徹委員、23番 水谷 隆委員の2名で、出席委員は、12名です。 本日の議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 13番 横山 光次委員、2番 川邊 千秋委員よろしくお願いします。 それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議案書の1ページから6ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から20で、件数は20件、合計面積は50,117.6㎡で、すべて田でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 7ページから13ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から11で、件数は11件、合計面積は56,995.2㎡で、その内訳は田が50,405㎡、畑が6,590.20㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 14ページをお願いします。 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。 番号1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は昭和51年10月8日でございます。 番号2 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は昭和43年11月12日でございます。 以上、件数は2件、合計面積は1,993.00㎡で、すべて田でございます。 この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。 15ページをお願いします。 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。 番号1 駐車場用地 番号2、番号3 一般個人住宅用地

番号4 一般個人住宅（倉庫）用地

以上、件数は4件、合計面積は1, 089㎡で、その内訳は田が548㎡、畑が541㎡でございます。

16ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 宅地造成

番号2 店舗併用住宅

番号3 進入用道路

以上、件数は3件、合計面積は3, 312㎡で、その内訳は田が2, 766㎡、畑が546㎡でございます。

17ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 一般個人住宅

以上、件数は1件、合計面積は316㎡で、全て田でございます。

18ページをお願いします。

報告第7号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 ブルーベリー、耕作面積 畑で0.52ha、合計 0.52ha。

番号2 _____、主たる耕作物 ブルーベリー、耕作面積 田で1.32ha、畑で0.18ha、合計 1.50ha。

番号3 _____、主たる耕作物 三つ葉、チンゲン菜、レタス、耕作面積 畑で0.4ha、合計 0.4ha。

以上件数は3件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、19ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出伊倉津町久保____、登記地目・現況地目とも田、面積 160㎡、受人 _____、面積 6, 720㎡、渡人 _____。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号2、地区 雲出、申請地 雲出島貫町塚垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 549 m²、受人 ____、面積 5, 110 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号3、地区 安東、申請地 渋見町赤目____、登記地目・現況地目とも田、面積 3, 059 m² 外2筆、合計面積 6, 376 m²、受人 ____、面積 988, 398 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号4、地区 大里、申請地 大里窪田町中鳶____、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 231 m²、受人 ____、面積 6, 208 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 大里、申請地 大里睦合町西垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 390 m²、受人 ____、面積 6, 916 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号6、地区 神戸、申請地 神戸中新田____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 773 m²、受人 ____、面積 568, 451. 73 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

20ページをお願いします。

番号7、地区 櫛形、申請地 殿村大垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 3, 001 m² 外2筆、合計面積 8, 479 m²、受人 ____、面積 988, 398 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、後継者不存在のためです。

番号8、地区 黒田、申請地 河芸町三行狭間之脇____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 117 m² 外2筆、合計面積 3, 395 m²、受人 ____、面積 484 m²、渡人 ____。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号9、地区 辰水、申請地 美里町高座原宮之前____、登記地目・現況地目とも畑、面積 90 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号10、地区 長野、申請地 美里町南長野開下____、登記地目・現況地目とも畑、面積 109 m² 外1筆、合計面積 420 m²、受人 ____、面積 13, 750 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

以上、件数は10件、合計面積は25,863㎡で、このうち田が25,274㎡、畑が589㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2 雲出、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般、推進委員と現地確認しまして、問題ないということで
よろしくをお願いします。

議 長 番号3 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。先般、地元推進委員と現地確認しました。すでに貸借してお
ったところを、地主が所有権移転したいということで、問題ございませんので
よろしくをお願いします。

議 長 番号4、番号5 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。どちらの物件も問題ないのでよろしくをお願いします。

議 長 番号6 神戸、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。7日に現地確認してきました。問題ありませんのでよろしく
お願いします。

議 長 番号7 櫛形、お願いします。

小澤委員 1番小澤さんこれに関しましても問題ありませんでしたのでよろしくお願
いします。

議 長 番号8 黒田、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。これも問題ございませんのでよろしくをお願いします。

議 長 番号9 辰水、番号10 長野、お願いします。

清水委員 11番清水です。9番 辰水、2月7日に現地確認させて頂きました。これ
は家を買われまして、一部畑がついておったということで、何も問題ないと思
いますので、よろしくをお願いします。

10番 長野、ここも家を買われまして、周囲の畑を買われるということで、
地元で問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長	番号1から番号10について、地元委員さんから異議なしということでした。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	21ページをお願いします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号1、地区 雲出、申請地 雲出長常町七ノ割____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 021㎡、借人 ____、面積 123, 417. 05㎡、貸人 ____。 借受理由は、相手方の要望のため、貸渡理由は、耕作不便のためです。 以上、件数は1件で、合計面積は1, 021㎡で、すべて田でございます。 いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 雲出、お願いします。
下井委員	3番下井です。先般、推進委員と現地確認しました。借人は地元の担い手さんで問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議無しということでございます。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	22ページをお願いします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 長野、申請地 美里町南長野水上____、登記地目 畑、

現況地目 山林、面積 23㎡ 外1筆、合計面積 145㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和60年頃から植樹をしていた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は145㎡で、全て畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 長野、お願いします。

清水委員 11番清水です。2月7日に推進委員と現地を確認しました。ひどい荒れた谷間の所です。行くのも危険なところでした。問題ありません。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議無しということでございます。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いたします。
次に議案第4号 事業計画変更承認申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをお願いします。
議案第4号 事業計画変更承認申請について、でございます。
番号1、地区 安西、申請地 芸濃町小野平檜尾_____、登記地目・現況地目とも田、面積 4,407㎡のうち19,54㎡。
これにつきましては、令和6年4月17日付にて許可された案件になりますが、立入防止フェンスの設置により転用面積に変更が生じたため、転用面積の変更をすべく、申請者双方の合意により事業計画変更承認申請書が提出されております。

番号2、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本出口_____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,798㎡。
これにつきましては、令和6年12月27日にて許可された案件になりますが、当初事業計画者が事業上やむを得ず資金不足となったため、計画の実施には至りませんでした。この度、承継者が転用を行うべく、当初事業計画者と承継者の連署をもって事業計画変更承認申請書が提出されております。

以上、件数は2件、面積は7,205㎡のうち2,817,54㎡で、全て

田でございます。

いずれの案件につきましても、当初許可を得た転用事業の内容に変更が生じないことを踏まえ、農地法関係事務処理要領、各号に照らし合わせたところ、承認要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この案件に関連し、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）および議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）もご審議いただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 安西、お願いします。

田中委員 10番田中です。先日事務局とともに現地確認をさせていただきました。形状が変更になって、前回申請より6.74㎡少なくなりました。そういうことで、全体的には大きく変わっていませんが、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 番号2 地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。2月7日に推進委員の方と事務局と現地確認をしました。ただ今説明がありましたように、この案件は12月に許可済みの案件であったのですが、当事者が資金不足ということで、_____というのが承継者になって事業を行うということで確認をしました。特に問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号1、番号2について、地元委員さんから、異議無しということでございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号について承認することに決定いたします。
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 24ページをお願いします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 白塚、申請地 白塚町鎌田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 23㎡ 外3筆、合計面積 799㎡、受人 _____、渡人 _____ 外2名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、340.98㎡、パネル設置率は、42.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、申請地 一身田町八ノ坪____、登記地目・現況地目とも田、面積 985㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、419.18㎡、パネル設置率は、42.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 神戸、申請地 野田梁瀬____、登記地目・現況地目とも田、面積 918㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、432.33㎡、パネル設置率は、47%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 神戸、申請地 野田鎌切____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,471㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、427.39㎡、パネル設置率は、29%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 櫛形、申請地 殿村鍛冶屋垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 52㎡ 外3筆、合計面積 658㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

25ページをお願いします。

番号6、地区 明、申請地 芸濃町楠原久保垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 290㎡ 外1筆、合計面積 1,060㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、340.98㎡、パネル設置率は、32.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本出口____、登記地目・現況地目とも田、面積 702㎡ 外1筆、合計面積 2,798㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を宅地分譲用地とするものです。

都画法45条との同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

こちらは事業計画変更承認申請書も併せて提出されております。

番号8、地区 明合、申請地 安濃町大塚向山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,034㎡ 外1筆、合計面積 1,278㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、432.19㎡、パネル設置率は、33.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は9,967㎡で、このうち田が7,628㎡
で畑が2,339㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 白塚、番号2、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番田村です。2月7日に地元推進委員と事務局と現地確認を行いました。
特に問題ありませんのでよろしくお願いいたします。
番号2、地区 一身田の物件ですけど、これも2月7日に地元推進委員と事
務局と現地確認を行いました。こちらの方も特に問題ありませんでしたのでよ
ろしくお願いします。

議 長 番号3、番号4 地区 神戸、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。2月7日に現地確認をしました。3番、4番ともに問題あり
ませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号5、地区 楡形、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。5番につきましては、飲食店の従業員用の駐車場にするとい
うことで、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号6、地区 明、番号7、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。2月7日に現地確認をしました。特に問題ないと判断しまし
た。
番号7、地区 棕本につきましては。議案第4号で変更を承認して頂いた件
です。_____が受人になってこの事業をやるということで、特に問題ないとい
うことで判断しました。

議 長 番号8、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。周囲は太陽光ができていまして、問題ないということによ
ろしくお願いします。

議 長 番号1から番号8について、地元委員さんから、異議無しということござ
いました。

部会委員	皆さんいかがでしょうか。 <一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第5号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	26ページをお願いします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本八幡前_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 231㎡、借人 _____ 外1名、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第3種農地と判断されます。 以上、件数は1件で、合計面積は231㎡、すべて畑でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 棕本、お願いします。
竹尾委員	9番竹尾です。2月7日に推進委員と事務局と現地確認をしました。 に住んでいる子どもさんが地元へ戻られるということで、親御さんが前から家を建てるということで準備をされていた案件です。特に問題ないということでよろしくをお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第6号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	27ページをお願いします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。 番号1、地区 安西、申請地 芸濃町小野平檜尾_____、登記地目・現況地目とも田、面積 4,407㎡の内19,54㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。

これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地（一時転用）とするものです。

農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

こちらは事業計画変更承認申請書も併せて提出されております。

番号2、地区 安西、申請地 芸濃町小野平柳原_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 0 0 4 m² 外1筆、合計面積 1, 0 4 0 m²、地上権者 _____、地上権設定者 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、4 0 7 m²、パネル設置率は、3 9. 1 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

1 番につきましては申請地を1 0 年間、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被害防除措置・下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか・農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか・支柱の高さが2 m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であることを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、件数は2 件で、合計面積は5, 4 4 7 m²の内1, 0 5 9. 5 4 m²で、そのうち田が1, 0 2 3. 5 4 m²で、畑が3 6 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5 条第2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2 地区 安西、お願いします。

田中委員 1 0 番田中です。先ほどの議案第4 号でありましたように、事務局とともに現地確認をさせて頂きました。問題ありませんのでよろしくお願いします。
2 番は事務局と一緒に現地確認しましたが、かなり荒れた所で問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号1、番号2 について、地元委員さんから、異議無しということでした。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7 号について、許可をすることに決定いたします。
次に議案第8 号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 2 8 ページをお願いします。
議案第8 号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 長野、願出者 _____、対象地 美里町南長野開下_____
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 100㎡。

これにつきましては、家屋登記全部事項証明書（平成4年10月建築）により、対象地に平成4年10月頃から、農機具の大型化に伴い農業用倉庫を建設し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 長野、お願いします。

清水委員 11番清水です。この土地につきまして、家を売られて、周りの土地を全部売られるということで、地目変更ということで申請が出されておると思います。別に問題ございませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議無しということでございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号について、証明することといたします。次に議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 29ページをお願いします。
議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、でございます。
番号1 地区 新町、相続人 _____、被相続人 _____、申請地 神納町_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積 168㎡ 外6筆、合計面積 7, 100㎡です。

これにつきましては、農家台帳により、被相続人は死亡の日まで農業を営んでおり、相続人は引き続き農業経営を行うと認められることから、相続税の納税猶予に関する適格者として証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件で、合計面積は7, 100㎡、このうち田が6, 794㎡、畑が306㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 新町、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。この畑につきましては_____の集落と_____の間でございます。いま野菜が作っております。田は_____の裏側と一部東側の周辺

です。

きちっと管理されておりまして、周辺の田より何回でも耕して、丁寧に管理がされている圃場でございます。20年間納税猶予になっております。問題ございませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議無しということでございます。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第9号については、証明することといたします。

次に別冊でお配りしました、議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で50, 171㎡、畑の賃貸借、使用貸借で14, 514㎡、契約件数は25件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で9, 237㎡、契約件数は3件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で3, 961㎡、畑の使用貸借で2, 688㎡、契約件数は3件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で22, 778㎡、畑の賃貸借で28, 763㎡、契約件数は18件でございます。

美里地区、香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて86, 147㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借を合わせて45, 965㎡、合計契約件数は49件、合計面積は132, 112㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区24件、河芸地区2件、安濃地区1件、芸濃地区5件で、合計面積は96, 577㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で65.3%、面積で73.1%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、今回は該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規

定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

今月分については、議事参与の制限に該当する案件がありませんので、このままご審議をお願いします。

皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

次に議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第11項の規定による要請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について（所有権移転）、でございます。

1ページをお願いします。

件数は1件、合計面積は7, 113㎡で、すべて田でございます。

こちらは農地中間管理機構を活用した売買事業であり、農業委員会が農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要と認めるときに、農業委員会が農地中間管理機構に対し促進計画の作成を要請するものです。

今回提出させていただきました議案につきましては農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る必要があると認められるため農地中間管理機構へ促進計画の作成を要請しようとするものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

この案件につきましては、議事参与の制限に該当する案件がありませんので、このままご審議をお願いします。

皆さんいかがでしょうか。

この件について、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に要請することにいたします。

次に議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局	議案第１２号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。 １３ページをお願いします。 件数は２３件、合計面積は１７５，６０５㎡で、全て田でございます。このうち田が１７５，０１９㎡で畑が５８６㎡でございます。 意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び３号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。 また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。 今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び３号に規定する要件を満たしていると考えます。 また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いします。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当する案件から、ご審議をお願いします。 整理番号１についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。 < 退 室 >
議長	この件についていかがでしょうか。 整理番号１ 該当Ｐ２
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございました。 入室してください。 < 入 室 >
議長	つづいて、整理番号１６ _____委員、一時退室をお願いします。 < 退 室 >

議 長	この件についていかがでしょうか。 整理番号 1 6 該当 P 9
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。 入室してください。
	< 入 室 >
議 長	つづいて、整理番号 2 1 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この件についていかがでしょうか。 整理番号 2 1 該当 P 1 0
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。 入室してください。
	< 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第 2 回第 1 農地部会を終了いたします。
午前 1 0 時 5 5 分	

令和 7 年 2 月 1 7 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____